

文部科学省委託調査

「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究
～障害者の学びの場における情報保障についての実態調査～」

特定書籍等製作に係るデータ提供に関する実証調査

報告書

令和8年3月

株式会社リベルタス・コンサルティング

目次

第1章 事業概要.....	1
1-1 事業目的.....	1
1-2 本事業の位置づけ.....	1
1-3 有識者会議の設置.....	2
第2章 実証調査の方法	3
2-1 実証調査のスキーム.....	3
2-2 調査参加館.....	5
2-3 実証結果の評価方法.....	5
2-4 全体スケジュール.....	6
第3章 製作実績の集計・分析	7
第4章 調査参加館へのヒアリング.....	13
第5章 まとめ	22
5-1 電子データ提供依頼の実績	22
5-2 一連のスキームの有用性として確認できたこと	22
5-3 一連のスキームの課題.....	23
第6章 今後の実証に向けて	25
参考資料.....	28

第1章 事業概要

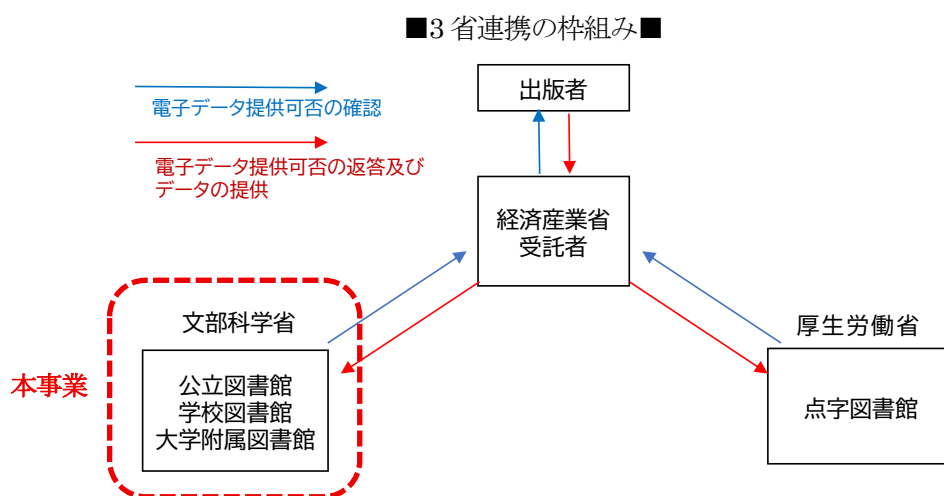
1-1 事業目的

読書バリアフリー法第18条の規定に基づき、文部科学省・厚生労働省が開催する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」においては、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を円滑に行うため、出版者から公立図書館等に対する書籍の電子データの提供について、有効な仕組み作りを行うべきとの提案がなされていることから、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が連携して、実証調査を行うこととしている。

これを踏まえ、本事業では、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍（以下「特定書籍」という。）及び同条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等（以下、「特定書籍等」という。）の製作者において、特定書籍等を製作する際、公立図書館等を通じて、出版者側の受託者に対して、書籍の電子データの提供を依頼し、出版者から電子データの提供を受けるまでの一連のスキームを実証し、電子データ提供における課題や効果等を把握することで、今後の継続的な議論に資する情報を得ることを目的とする。

1-2 本事業の位置づけ

本事業は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の3省が連携して出版者から特定書等籍製作者への円滑な書籍電子データ提供の仕組み作りの一部として実施するものである。本仕組み作りにおける出版者側の業務は経済産業省の行う実証調査事業の受託団体が行う。文部科学省と厚生労働省は、それぞれが行う実証事業において、所管する図書館における課題や効果等を実証する。



1-3 有識者会議の設置

本事業では、特定書籍等の製作に関する知見を有する有識者及び、実際に実証に関わる有識者から成る検討会議を設け、調査の実施ならびに本報告書の作成にあたって助言を得た。

有識者委員名簿（敬称略、五十音順）

植松 幹雄	立命館大学学術情報部 図書館利用支援課 課長
落合 早苗	一般社団法人日本出版インフラセンター アクセシブル・ブックス・サポートセンター センター長
佐藤 聖一	公益社団法人日本図書館協会 障害者サービス委員会委員
椎原 綾子	公益社団法人日本図書館協会 障害者サービス委員会委員 / 目黒区立八雲中央図書館
野口 豊子	横浜市盲特別支援学校 図書館運営委員

有識者会議概要

第一回

日時	令和7年6月30日（月）13時～15時
開催場所	対面（会場：文部科学省会議室）+オンライン（Zoom）
議題	調査内容の説明 電子データ提供依頼フォーマット・記録様式の様式についての検討 等

第二回

日時	令和7年11月17日（月）13時～15時
開催場所	対面（会場：文部科学省会議室）+オンライン（Zoom）
議題	中間報告 ヒアリング調査の内容の検討 等

第三回

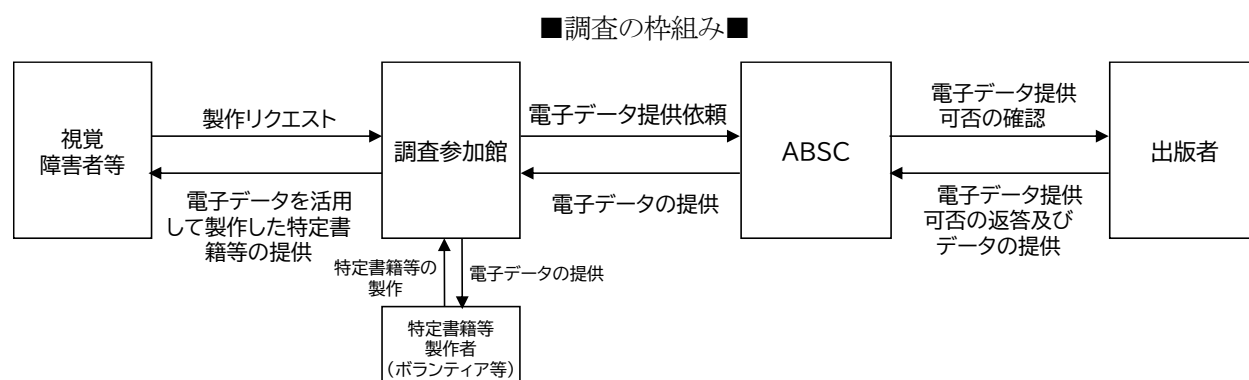
日時	令和8年2月16日（月）10時～12時
開催場所	対面（会場：文部科学省会議室）
議題	調査結果報告 最終報告書（案）の検討 等

第2章 実証調査の方法

2-1 実証調査のスキーム

2-1-1 調査の枠組み

特定書籍等製作者において特定書籍等を製作する際、公共図書館等を通じて、ABSC（一般社団法人日本出版インフラセンター アクセシブル・ブックス・サポートセンター。本実証調査における出版者側の窓口）に対して、書籍の電子データ（EPUB ファイル、又はテキスト付き PDF、プレーンテキストデータ等）の提供を依頼し、出版者から電子データの提供を受けるまでの一連のスキームを実証する。



2-1-2 本実証調査の対象となる特定書籍等

原則、本実証調査に参加する図書館で製作する特定書籍等の全てを本実証調査の対象とした（テキストデータに、製作館名や著作権に関する注意事項などを加えて視覚障害者用に編集したものも含む。）。ただし、以下に該当するものは本実証調査の対象外とした。

- ・ 出版者から提供される電子データの活用が見込まれないもの（音声デジタイズ、布絵本などテキストデータを必要としないものや、そのほか明らかに電子データが不要と思われるもの（文字量が少ない、図表が多く電子データが活用しづらいなど））
- ・ ISBN がないもの

2-1-3 電子データ提供の流れ

電子データ提供の流れは以下の通り。

手順	主体	実施内容
①	図書館	（視覚障害者等から製作依頼があるなど、）新たに製作することとした特定書籍等をリスト化し、その中で出版者に電子データの提供依頼を行うものを選定する。 ※本実証調査では、実証のために製作数を増やすこと等は依頼しておらず、あくまで通常通りの書籍製作を行う中で、各館の判断においてデータ提供依頼を行うタイトルを選定してもらった。
②	図書館	電子データの提供依頼を行う書籍について、「既に製作予定の形式で発売されていないか」「電子図書館システムで提供されていないか」「サピエ図書館及び国立国会図書館の視

2-2 調査参加館

調査参加館は以下の通り。いずれも、これまでに特定書籍等の製作の実績がある図書館を選定した。

なお、参加する図書館は、本事業への参加同意書を提出した。参加同意書には、データ取扱いに係る遵守事項を盛り込むこととし、当該参加同意書の提出をもって、出版者から提供された書籍の電子データの取扱いに関する出版者－調査参加館間の合意がとれたものとみなした。

また、調査参加館には実証調査手順書を配布すると共に、事前にオンライン形式での調査説明会を開催した。

種別	図書館名
公共図書館	千葉県立西部図書館
	名古屋市鶴舞中央図書館
	川越市立図書館
	豊田市中央図書館
学校図書館	横浜市立盲特別支援学校図書館
大学附属図書館	立命館大学図書館

2-3 実証結果の評価方法

本実証調査では、一連のスキームの有効性を評価すること、また課題を把握し次年度以降の検討に繋げるために、以下を実施する。

2-3-1 製作実績の集計・分析

実証調査参加館は、エクセルの記録様式に、出版者等へのデータ提供依頼をせず従来の方で製作したものを含めた期間中の特定書籍等の製作を全件記入し、月1回、本実証調査事務局である株式会社リベルタス・コンサルティングにメールで報告する。事務局は、調査期間終了後、報告された製作記録を集計、分析する。

2-3-2 調査参加館へのヒアリング

調査期間終了後、調査参加館全館に対してヒアリングを行う。主なヒアリング内容は以下の通り。

〈データ提供依頼をして製作を行うケースについて〉

- ・ 従来（出版者からのデータ提供がないとき）の方法からの製作手順の変更点
- ・ 電子データの提供を受けることで、資料製作にかかる業務負担は軽減したか
- ・ 電子データの提供を受けることで、特定書籍等の製作を決定してから利用可能となるまでの期間は短縮されたか
- ・ データを活用した特定書籍等の製作に当たり必要なスキルなどはあったか
- ・ データ提供されたが活用しなかったケースの具体的な内容
- ・ データ提供依頼をせずに製作を行うケースの具体的な内容

〈スキームの運用方法について〉

- ・ データ依頼をしてから提供されるまでの期間に対するご意見・改善要望
- ・ ABSC への依頼方法に対するご意見・改善要望（エクセルフォーマットに対するご意見含む）

2-4 全体スケジュール

本事業全体のスケジュールは以下の通り。

2025 年 6 月	第一回有識者委員会（6/30）
7 月	参加図書館説明会（7/1）
8 月	電子データ提供依頼受付期間開始（8/1）
9 月	（電子データ提供依頼受付期間）
10 月	（電子データ提供依頼受付期間）
11 月	（電子データ提供依頼受付期間） 第二回有識者委員会（11/17）
12 月	電子データ提供依頼受付期間終了（12/16） 調査参加館へのヒアリング
2026 年 1 月	調査参加館へのヒアリング
2 月	第三回有識者委員会（2/16）
3 月	報告書のとりまとめ

第3章 製作実績の集計・分析

本章では、以下①②のデータの集計結果を示す。

- ① 調査参加館から本事業事務局に報告いただいた、調査期間中の製作実績データ
- ② 調査参加館から ABSC への電子データ提供依頼フォーマットのデータ

①は、出版者等へのデータ提供依頼をせず従来の方法で製作したものを含めた、期間中の特定書籍等の製作を全件報告いただき、集計した。②は、データ提供依頼を行った製作についてであり、出版者からの回答状況等について集計した。

(1)製作件数（図書館別）

データ提供依頼をせず従来の方法で製作したものを含めた、期間中の特定書籍等の製作総数は、183 件であった。

名古屋市鶴舞中央図書館	69	36.9%
川越市立図書館	36	19.3%
豊田市中央図書館	26	13.9%
千葉県立西部図書館	5	2.7%
横浜市立盲特別支援学校図書館	39	20.9%
立命館大学図書館	12	6.4%
合計	187	100.0%

(2)製作する特定書籍等の方式

特定書籍等の方式の内訳を見ると、最も多いのは点字図書（点字データ）で 79 件であった。次いで音声 DAISY が 46 件、テキストデータが 32 件、拡大文字の図書が 25 件と続く。

点字図書（点字データ）	83	44.4%
音声 DAISY	46	24.6%
テキストデータ	32	17.1%
拡大文字の図書	25	13.4%
テキスト DAISY	1	0.5%
マルチメディア DAISY	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	187	100.0%

(3)電子データの提供依頼の有無

出版者への電子データ提供依頼はせず、従来の方法で製作したものを含めた製作期間中の製作総数は 183 件あり、そのうち出版者へのデータ提供依頼が行われたのは 119 件（65.0%）だった。

提供依頼を行った	120	64.2%
提供依頼は行わず従来の方法で製作した	67	35.8%
合計	187	100.0%

(4)電子データ提供依頼件数（図書館別）

電子データ提供依頼件数を図書館別に見ると、横浜市立盲特別支援学校図書館が 39 件と多く、公立図書館の中では川越市立図書館が 35 件と多かった。

川越市立図書館	36	30.0%
名古屋市鶴舞中央図書館	16	13.3%
豊田市中心図書館	13	10.8%
千葉県立西部図書館	5	4.2%
横浜市立盲特別支援学校図書館	39	32.5%
立命館大学図書館	11	9.2%
合計	120	100.0%

(5)製作する特定書籍等の方式（電子データ提供依頼分のみ）

出版者へのデータ提供依頼が行われた 119 件の特定書籍等の方式の内訳は、点字図書（点字データ）が 63 件、テキストデータが 30 件、拡大文字の図書が 25 件、テキスト DAISY が 1 件だった。

点字図書（点字データ）	64	53.3%
テキストデータ	30	25.0%
拡大文字の図書	25	20.8%
テキスト DAISY	1	0.8%
マルチメディア DAISY	0	0.0%
音声 DAISY	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	120	100.0%

(6)電子データ提供依頼は行わず従来の方法で製作を行った場合、その理由

出版者への電子データ提供依頼はせず、従来の方法で製作した 64 件を理由別に見ると、「A)担当ボランティアがデータを活用した製作に対応できないため」が 14 件、「B)書籍のページ数や性質的に、従来の方法で製作したほうが効率的であることが見込まれたため」が 48 件、「C)至急製作に取り掛かる必要があったため」が 2 件であった。

A) 担当ボランティアがデータを活用した製作に対応できないため	14	20.9%
B) 書籍のページ数や性質的に、従来の方法で製作したほうが効率的であることが見込まれたため	48	71.6%
C) 至急製作に取り掛かる必要があったため	1	1.5%
(無回答)	4	6.0%
合計	67	100.0%

(7)電子データ提供依頼は行わず従来の方法で製作を行った場合、その理由（特定書籍等の内訳）

さらに各理由の内訳を見ると「A)担当ボランティアがデータを活用した製作に対応できないため」は 14 件全件が点字図書（点字データ）であった。「B)書籍のページ数や性質的に、従来の方法で製作したほうが効率的であることが見込まれたため」は、うち音声 DAISY が 46 件、点字図書（点字データ）とテキストデータが 1 件ずつあった。

	全体	点字図書（点字データ）	マルチメディア DAISY	音声 DAISY	テキスト DAISY	テキストデータ	拡大文字の図書	その他
A) 担当ボランティアがデータを活用した製作に対応できないため	14	14	0	0	0	0	0	0
B) 書籍のページ数や性質的に、従来の方法で製作したほうが効率的であることが見込まれたため	48	1	0	46	0	1	0	0
C) 至急製作に取り掛かる必要があったため	2	1	0	0	0	1	0	0

(8)出版者からの電子データの提供の有無

出版者へのデータ提供依頼が行われた 119 件のうち、12/25 までに出版者からデータの提供があったのは、42 件（35.6%）だった。

提供があった	42	35.3%
提供がなかった	77	64.7%
合計	119	100.0%

※提供依頼を行った 120 件のうち 1 件は、ABSC の回答前に依頼が取り下げられたため、集計から除外している。

(9) 出版者からの回答内容（詳細）

出版者からの回答内容の詳細は以下の通り。このうち出版者へデータ提供依頼がされたが、調査期間中にデータが提供されなかった 76 件の内訳を見ると、最も多いのは出版者から何の回答もない場合で、38 件にのぼった。次いで、出版者より「提供不可」の回答があった場合が 31 件、「提供見込みが示されたが、その後未提供」となっているのが 4 件、その他の事由から提供されていないものが 3 件であった。

提供あり (42 件)	A) 1 週間以内に提供可	32	26.9%
	B) 1 週間以上かかるが提供可	9	7.6%
	C) 検討等に時間を要するため、5 営業日以内に提供可否の回答をすることが困難	1	0.8%
提供無し (77 件)	D) 提供見込みが示されたが、その後未提供	4	3.4%
	E) 提供不可	35	29.4%
	F) 出版者からの回答なし	35	29.4%
	G) その他 (※)	3	2.5%
合計		119	100.0%

※ その他は、出版者の活動停止、みなサーチに既にデータが存在した等の理由でデータ提供が行われなかったもの。

(10) 「E. 提供不可」の場合の理由（複数回答可）

出版者より「提供不可」の回答があった 31 件の理由の内訳（複数回答可）を見ると、最も多いのは「B：データ作成にかなりの時間を有するため」と「D：著作者の許諾が必要と考えているため」で、14 件だった。次いで「A：出版者で最終データを保有していないため」が 13 件、「C：データ作成の経費が捻出できないため」が 11 件、「E：データ流出の懸念があるため」が 6 件、「F：その他」が 4 件と続く。

(n=35 件)

A：出版者で最終データを保有していないため	12
B：データ作成にかなりの時間を有するため	14
C：データ作成の経費が捻出できないため	11
D：著作者の許諾が必要と考えているため	14
E：データ流出の懸念があるため	6
F：その他	8

(11) データ提供依頼から ABSC の回答までにかかった日数

図書館から ABSC にデータ提供依頼をしてから、ABSC から提供可否の回答が来るまでにかかった平均日数は 7.1 日（土日祝含む）だった。

(n=81 件)

平均	7.1 日
最長	54 日
最短	0 日

※ 土・日・祝日を含めた日数。

かかった日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	9日	10日
件数	7	9	7	4	13	10	6	6	1	1
かかった日数	11日	12日	13日	17日	19日	22日	26日	31日	34日	54日
件数	3	3	1	2	2	2	1	1	1	1

※ 土・日・祝日を含めた日数。

(12) データ提供依頼からデータ受領までにかかった日数

図書館から ABSC にデータ提供依頼をしてから、ABSC を介して出版者からデータを受領するまでにかかった日数は、平均 17.4 日（土日祝含む）だった。

(n=42 件)

平均	17.4 日
最長	94 日
最短	0 日

※ 土・日・祝日を含めた日数。

かかった日数	0日	1日	2日	4日	6日	7日	8日	10日	11日	12日	13日
件数	2	1	1	4	3	3	1	1	4	2	2

かかった日数	14日	19日	20日	22日	24日	31日	33日	34日	38日	41日	43日	94日
件数	1	3	1	2	3	1	1	1	2	1	1	1

※ 土・日・祝日を含めた日数。

(13) 出版者から提供されたデータの形式

出版者から提供された 42 件のデータの形式を見ると、テキストデータが最も多く 15 件であり、次いでテキスト付き PDF が 14 件、EPUB が 7 件、Word が 6 件だった。

テキストデータ	15	35.7%
テキスト付 PDF	14	33.3%
EPUB	7	16.7%
Word	6	14.3%
その他	0	0.0%
合計	42	100.0%

(14) 提供された電子データの活用の有無

出版者から 42 件のデータ提供があったうち、実際に特定書籍等製作者が活用したのは 32 件だった。

活用した	32	76.2%
活用しなかった	10	23.8%
合計	42	100.0%

(15) 提供された電子データを活用しなかった理由

提供された電子データを活用しなかった 10 件の理由の内訳を見ると、「C) 提供されたデータ形式では製作が困難であるため」が 6 件、「A) 提供までに要する期間が長すぎたため」が 3 件、「B) 製作を中止したため」が 1 件だった。

A) 提供までに要する期間が長すぎたため	3	30.0%
B) 製作を中止したため	1	10.0%
C) 提供されたデータ形式では製作が困難であるため	6	60.0%
合計	10	100.0%

(16) 提供された電子データを活用しなかった理由（特定書籍等の内訳）

「C) 提供されたデータ形式では製作が困難であるため」6件は、いずれも点字図書（点字データ）の製作だった。

	全体	点字図書（点字データ）	マルチメディア DAISY	音声 DAISY	テキスト DAISY	テキストデータ	拡大文字の図書	その他
A) 提供までに要する期間が長すぎたため	3	3	0	0	0	0	0	0
B) 製作を中止したため	1	0	0	0	0	1	0	0
C) 提供されたデータ形式では製作が困難であるため	6	6	0	0	0	0	0	0

第4章 調査参加館へのヒアリング

本章では、調査参加館へのヒアリング結果を示す。なお、各館には、それぞれ以下の特定書籍等の製作についてヒアリングを行った。

図書館名	特定書籍等の方式
千葉県立西部図書館	テキストデータ
名古屋市鶴舞中央図書館	点字図書（点字データ）、テキストデータ
川越市立図書館	点字図書（点字データ）
豊田市中央図書館	点字図書（点字データ）
立命館大学図書館	テキストデータ
横浜市立盲特別支援学校図書館	拡大図書、テキストデータ

ヒアリング調査の結果は、以下の通り。

(1) 出版者へのデータ提供依頼の経験

調査参加館の中で、本実証調査以前に出版者へのデータ提供依頼の経験があるのは2館のみであった。なお、いずれも提供があるのは稀であるとの回答であった。

- ・ これまで出版者にデータ提供を依頼したことはない。（名古屋市鶴舞中央図書館・豊田市中央図書館・千葉県立西部図書館）
- ・ 今回の実証調査以前も、出版者にデータ提供の依頼はしてきた。しかし、ほとんど提供されることはない。書籍にあらかじめテキストデータ請求券が付いているものはデータ提供をしてもらえるが、そうでなければ提供してもらう事は難しく、出版者からの返答がない場合もある。専門書は出版者の規模が非常に小さく、古い書籍はデータが無かったり、作りなおす必要があったりするようだ。（立命館大学図書館）
- ・ 今回の実証調査が始まる以前に出版者にデータ提供をリクエストしたことはある。15年ぐらい前に読書バリアフリー法によって書籍製作ができるようになったので、課題図書のデータ提供を依頼してみたことがあった。依頼の結果、提供してくれたところはほとんどなかった。しぶしぶ提供してくれた出版者が1社と、あっさり提供してくれた出版者が1社あった。テキストを出版者が持っていないケースもあったが、大体はほとんどとり合ってもらえなかった。（横浜市立盲特別支援学校）

(2)出版者からデータをもらえることによる作業の変化

出版者から電子データの提供を受けることによる、従来の製作方法からの変更点は、製作する特定書籍等の方式によって異なる。

テキストデータと拡大図書の場合は、従来、原本をスキャンして PDF ファイルを作成し、その PDF を OCR ソフトでテキストデータに変換するという工程の削減につながる。また、従来の OCR ソフトを使って作成したデータは質が低く間違いを修正する必要があるため、出版者から提供された信頼性の高いデータを使うことで、手間の削減につながるという意見も見られた。一方で、出版者からのデータの間違いを確認・修正する工程が必要で、確認作業の負担感はそれほど変わらないという意見も見られた。

点字図書（点字データ）の場合は、点字データの作成方法によって異なる。点訳者が自ら点字データを作成している場合は、自動点訳が導入できるため、原本を見ながら製作者が一から点字データを打つ必要が無くなる。自動点訳を行っている場合は、原本をスキャンし OCR ソフトでテキストデータに変換する工程が削減される。ただし、出版者から提供されたデータを自動点訳したところ文字化けが生じ、修正する手間が生じたという例もあった。

【テキストデータ】

- PDF をもらえる場合、スキャンして PDF を作る作業がカットできる。プレーンのテキストデータもらえる場合、図書館側でのスキャンと製作者側の OCR によるテキスト抽出の作業がカットできる。ただし、どんな形式で提供してもらえたとしても、凡例づくりと、作った凡例に合っているかテキストを確認し、修正する二次校正的な仕事は、必要になってくる。（千葉県立西部図書館）
- 従来、入り組んでいるレイアウトの書籍だと、スキャンした PDF だと OCR での読み取りが難しい。そのため、テキストデータがもらえることで OCR のミスを修正する手間の削減にはなるかもしれない。（千葉県立西部図書館）
- 出版者からのデータ提供によって、書籍のスキャンと OCR によるデータ変換の工程が省かれる。これにより、校正なしのテキスト OCR データの場合、従来の作業の 70%程度は省ける。校正ありのテキスト校正データの場合でも 2~30%は省ける。（立命館大学図書館）
- スキャン⇒OCR という従来の手順でのテキストデータ作成作業と、出版者からもらったデータの確認作業の負担感はそこまで変わらない。スキャン⇒OCR で作ったデータは、どのような形式で出てきてどのような修正が必要か、ある程度経験則からわかっている状態で確認できるが、出版者から提供してもらった場合は、まずデータが揃っているかを確認するところから始める必要があり、どこに文字化けや間違いがあるか、実際に見るまでわからないためである。今回、提供されたデータは、本文は綺麗にできていたが、奥付の部分等に文字化けがあり修正が必要な箇所があった。（立命館大学図書館）

【点字図書（点字データ）】

- データが提供されたものに関しては、基本的には自動点訳ソフトを活用する方法で点訳した。自動点訳する前準備として、スキャンし OCR にかけてテキストデータを用意する手間が無くなった点は楽になった。（川越市立図書館/中央図書館・西図書館）
- 従来、自動点訳を用いる場合、点訳前のテキストデータを修正し、きれいな状態にしてから自動点訳し、点訳データを担当ボランティアに渡し作業していた。しかし、今回の実証調査では、出版者から提供されたテキストデータをそのまま何も編集せず自動点訳したうえで、ボランティアに配布した。出版者から提供されたテキストデータを何も編集せず自動点訳したことで、点字データにかなり文字化けが見られた。綺麗な状態でお渡しできなかったため、点訳者の編集・校正の負担は大きくなった。（川越市立図書館/中央図書館・西図書館）
- 点訳に関しては、もらったデータをそのまま自動点訳ソフトにかけ、点字データにしたうえでボランティアにメールで送った。つまり、ボランティアが原本を見ながら一から手で点字データを打つという事は無くなった。また、自動点訳をする際にも、原本を PDF 化し OCR にかけてテキストデータを抽出するとい

う工程が無くなった。作業内容としては相当に楽になる。年配の方が多く、年齢的なことで引退していく人もいる。腱鞘炎になる人もいる。手打ちでの点訳作業が省けると、そうした方にも長く続けてもらえるので、非常に助かる。(名古屋市鶴舞中央図書館)

【拡大図書、テキストデータ】

- ・ 出版者からテキストデータがもらえれば、基本的にはテキストデータの作成という工程が無くなるため、その後のルビやフォント、ポイントなどの細かい編集作業からスタートすることができる。出版者からのデータの提供によって、かなり製作の負担の軽減にはなっている。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 精度を気にしなくてよい確定したテキストデータをもらえることが大変助かる。OCR によるテキスト化は文字化けが生じてしまい、漢字の口(くち)とカタカナの口(ろ)を判別できなかったりする。それを直す作業が大変で、これが不要になるため。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 紙の書籍をスキャンし OCR にかけると、結果が間違っていることがかなり多く、修正するのに非常に時間がかかる。きれいなデータでいただければ直すことがほとんどなくなり、作業量が減る。最初に 1 行空けるなど、製作の約束ごとだけをチェックしていけばよいのですごく楽になる。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ PDF を提供してもらった場合でも、負担は減る。今回の実証調査で出版者から提供してもらった PDF は、スキャンして作った PDF と違って、OCR によるテキスト化の際ほとんど読み間違いがなくそのまま使えた。そのためその後の作業が楽だった。PDF の質によって作業時間は随分変わってくる。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 紙の書籍をスキャンする作業は、ページ抜けが無いかな確認したり、スキャン結果を確認してうまくいっていないければスキャンを取り直したりするなど、精神的な負荷も大きい作業のため、負担が軽減され助かる。文章の校正も、集中力が必要であり長い時間続けることができない作業のため、信頼性の高いデータがもらえることは助かる。(横浜市立盲特別支援学校)

(3)出版者からデータもらえることによる製作期間の変化

テキストデータと拡大図書の場合は、原本をスキャンして PDF 化し、OCR ソフトを使ってテキストデータに変換される工程が削減されるため、その分の作業時間が削減されるという意見が見られた。点字図書(点字データ)で、従来点訳者が手で点字データを作成している場合は、自動点訳が導入できる分時間の短縮になるという意見が見られた。

ただしいずれにおいてもケース次第という意見が見られた。

【テキストデータ】

- ・ 書籍をスキャンして PDF にするだけでも約 3 日はかかる。そのため、データが提供してもらえ、その作業が削減されることで、1 週間ぐらいは作業が早くなると思われる。たかだか 3～4 日の短縮という感覚だが、コピー機や作業者にも限りがあるため、特に複数冊の製作が重なった時に違いが出てくるのではないかな。ただし、ケースによると思う。(千葉県立西部図書館)
- ・ 今回の実証調査では、データ提供を待つことにしたため通常より利用者への提供まで時間はかかったが、データが届きさえすれば、その後の作業時間は 2～3 日に短縮されるため、その分早く提供することができると思う。(立命館大学図書館)

【点字図書(点字データ)】

- ・ ボランティアは手分けして約 2 週間で 1 冊の本を手打ちで点訳するが、テキストデータから自動点訳で点字データを作ってもらえると、手打ちで点訳する作業時間が省けるので、確実に製作期間が短縮される。その後の校正はテキストデータの精度によって楽になる場合もあるが、全体的にみればボランティアの作業負担は軽減される。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ (今回は活用可能なデータが提供されなかったが、) 仮に活用できる形式のデータを頂いた場合、手打ちでなく自動点訳ができるため、点字データを作成する段階での作業負担の軽減が見込まれる。ただし、一次

校正、二次校正は手打ちか自動点訳かに関わらず必要なため、大幅な製作時間短縮とまではいかないのではないかと。（豊田市中央図書館）

【拡大図書、テキストデータ】

- ・ 出版者からのデータの提供によって、作業の負担が減り、伴って製作時間の短縮につながる。（横浜市立盲特別支援学校）
- ・ 製作期間は資料の種類によって異なり、納期によっても違ってくる。複数タイトルを並行して製作しており、状況に応じてある製作を後回しにするなど調整するため、単純に2週間で1週間に短縮する、などとは言いがたい。しかし、製作にかかる時間短縮の恩恵は感じる。（横浜市立盲特別支援学校）
- ・ PDFだと、出版者からもらったデータをそのままボランティアに転送して製作に入ってもらえるので時間の節約になり、大変助かる。紙をボランティアに送る場合のタイムラグが無くなるのは、特にメ切が厳しい場合に助かる。郵送料もかからない。また、紙の場合、原本と突き合わせるためにどうしてもコピーをとっておかなくてはならないので、そのコピーの作業時間も浮く。（横浜市立盲特別支援学校）
- ・ PDFを作るときに1枚ずつスキャンをする必要がある。何百ページにもなる書籍だと、スキャンだけで1日以上かかったりすることもある。また、真ん中がきれいにスキャンできず、いちいち手で押さえてスキャンしたりする。きれいなPDFがいただければスキャンの手間が省け、時間の短縮になる。（横浜市立盲特別支援学校）

（4）出版者からデータをもらせることによる製作費用面のメリット

スキャンするために書籍を裁断する必要が無くなり、そのための書籍購入費用が抑えられるという意見が見られた。

【拡大図書、テキストデータ】

- ・ 最初にPDF化するために書籍を購入する場合、その分の購入費用が余計にかかっている。裁断した方が、出来上がりのPDFの質が変わり、OCRの精度が変わってくるため、どうしてもそういった方法を採用している。なお、裁断したあとの本は蔵書にはできないため、課題図書については裁断することを前提に予算を取っている。ただ専攻科の本など高額なものを何点も買うことは難しく、電子データがもらえるのは費用の面でもメリットがある。（横浜市立盲特別支援学校）

（5）図書館と出版者の間にABSCが入ることのメリット

図書館からすると各出版者の窓口がわからないため、ABSCに窓口が一本化されることはメリットであるとの意見が複数見られた。また、情報の取り扱いの面でもABSCが介在することでデータを取得しやすくなるという意見が見られた。

- ・ ABSCを介して依頼できることによって、個々の出版者の窓口を探さなくてよいのは助かる。また、提供可否の返答もABSCがまとめて回答してくれるので、こちらとしては混乱がなくありがたい（立命館大学図書館）。
- ・ 依頼しようにも、依頼先の出版者の窓口が分かりづらい。どこに頼めばいいのかわからない。著作権の許諾をとるときも、出版者に問い合わせるが、担当部署を特定することに時間がかかる。窓口がわかれば自分たちで依頼できるが、毎回違うこともあって難しい。今回のスキームでは、依頼先の窓口がABSCに一本化されていて、依頼すればそれ以上の労力は必要なかったため、ありがたかった。（名古屋市鶴舞中央図書館）
- ・ ABSCがないと出版者への依頼は難しい。第一に、出版者の代表番号にかければいいのか、担当編集者に連絡すればいいのか、どこに電話をかければいいのかわからない。また、団体に間に入ってもらえるのは助かる。（横浜市立盲特別支援学校）
- ・ 所蔵資料のうち、テキスト引換券がついている書籍はテキストデータをもらってテキストデータ版として

所蔵してもよいか確認することがある。しかし、引換券が付いていてもデータを出してくれる出版者は少ない。個人利用でなく、図書館での利用だからだろう。利用者と契約書を作ってそれを送ってほしいといった現実的ではない要望をもらった結果、結局テキストデータをもらわないという決断をすることも多いので、間に ABSC が入ってくると便利だと思う。(千葉県立西部図書館)

(6) データを活用して製作する上で、製作者側に対応が必要だったこと

レイアウトが一般的でない書籍のデータは文章の順序がバラバラになるため、製作者側で修正が必要だった例や、ページ数抜けや文字化け等の修正が必要だった例が見られた。また、出版者が独自に作成したデータを利用する際に、原本と突き合わせてチェックした例も見られた。

【点字図書（点字データ）】

- ・ 段組みが複数段になっているものだと、自動点訳をかけた際、順番がバラバラになってしまい読める順番にならず、修正する必要があった。その場合、コピーや検索が得意でないボランティアは、データがどこに行ってしまったのかわからず手で打った人もいたそうである。レイアウトに癖がある書籍の場合は、自動点訳がうまくできない。データ提供は、全般的には助かるが一筋縄ではいかない場合もある。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ 点訳ソフトで自動点訳をした後、ボランティアに渡す前に自動点訳結果を確認するのだが、きれいに点訳できていて使いやすいもの、明らかに校正が大変になりそうなものがどちらも見られる。現状は、自動変換をかけた結果にばらつきが生じてしまっている。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ 子ども向けの本でレイアウトが一般的でないものなどは、自動点訳したデータにすると文章の順番が変わり意味が通らなくなってしまう、修正が必要な場合があった。逆に、レイアウトを気にしなくてよい単純な小説であれば問題なかった。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)
- ・ 当館では、無料の点訳ソフトは使っているため、文字が抜けてしまったり、文章が前後してしまったりする時がある。出版者からデータをもらえても、点訳者が利用する上ではある程度データを修正する必要があった。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)
- ・ テキストデータはこちらでテキストを分割しないと使えなかった。本当はテキストデータには手を加えなかったのだが、分割しないと自動点訳ソフトにかけられなかった。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)

【テキストデータ】

- ・ 古代中国の医学書を Word でもらい、テキストデータを作ったが、出版元が手元に残っていた PDF をわざわざ Word に起こしてくれた。この Word のデータはあくまで出版者が作ったものであり、原本から手が加えられているので、一文字一文字、チェックをかけて校正する必要があり時間がかかった。原本そのもののデータであれば、誤字脱字チェックなしで時間短縮できた。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ 出版者から提供されるテキストデータはページ数が含まれていなかったり、文字化けが見られたりするなど、利用者にそのまま渡すことはできなかった。そういった点を確認し修正する作業は行う必要がある。(立命館大学図書館)

(7) データを活用した製作を行う際に図書館職員・制作者に求められるスキル

提供されるデータからテキストを抽出するスキルが求められるという意見が見られた。特に EPUB の取り扱いに関するスキルが必要という意見が複数館から寄せられた。

【点字図書（点字データ）】

- ・ EPUB の場合は、どのようにテキストデータにするか本学内にノウハウがないため試行錯誤が必要になるだろう。作業担当者へのレクチャーも発生すると思われる。(立命館大学図書館)
- ・ 初めてだったので、テキストデータを抽出するスキルがまだあまりなく、データの形式ごとにどのように

テキストデータを抽出するか調べるのに時間がかかってしまった。数日かかってしまう。形式ごとにテキストデータ抽出の方法まで案内してもらうなど、こちらの対応が簡素化されるとよい。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)

【拡大図書、テキストデータ】

- ・ EPUB をもらった場合は、私がテキストデータまで変換してボランティアにお渡ししていた。従来の製作方法と近い形でボランティアに作業してもらえるようにした分、窓口である私がある程度データを扱えないと困ると感じた。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 今後出版者からのデータ提供が広がっていったときに、ボランティアにスキルが求められるということはあると思う。テキスト化のボランティアはもともと数が少ない。ベースとなる PC スキルがないと対応できない。いまお願いしているボランティアは、OCR ソフトを自分たちで購入してインストールして、使いこなしていただいている。テキストデータを作るにも対応のスキルが必要。(横浜市立盲特別支援学校)

(8)データが提供されたが活用しなかったケースについて

EPUB で提供されたデータについて、テキストの抽出方法がわからなかった、方法を検討したがうまくテキストを抽出できなかった、データの質が低かったといった理由で活用しなかった例が見られた。

【点字図書 (点字データ)】

- ・ 最初 EPUB でデータをもらい、その後テキスト付き PDF でもらった本がある。どのようにテキスト付き PDF からテキストを抽出していいかわからなかったため、データを活用できなかった。ボランティアグループとも相談してみたが使えなかった。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)
- ・ EPUB からテキストデータを取り出す方法がわからず ABSC の担当者に問い合わせをしたりもしたが、ABSC から案内されたソフトが当館の業務用パソコンにダウンロードできなかった。その後、Zip ファイル⇒HTML ファイルという手順で変換すれば自動点訳ソフトにかけられるということは判明したが、いざ HTML ファイルに変換したところ、1 ページ 1 ファイルに分割したデータになってしまった。全体で約 280 ページのタイトルで、1 ファイルずつ自動点訳ソフトにかけると膨大な作業となりメリットが無かったため、従来の方法で点訳した。(豊田市中央図書館)
- ・ EPUB 形式で提供されたデータの行間が飛んだり、文章と文章の間が飛んだり、精度に問題のあるデータだった。手ずから点訳するのと変わらないため、従来の方法で点訳した。(豊田市中央図書館)
- ・ 調査が始まってすぐに提供してもらった EPUB のデータは、図書館でもどう使ってもいいかわからず方法を模索している最中であつたため、従来の方法で点訳を開始してもらった。(豊田市中央図書館)
- ・ 1 件はデータをいただいたが、ボランティアに渡す前に点訳作業が終わってしまっていた。ボランティアからの点訳希望を受け、その日にデータ提供依頼をしたが、一週間後には点訳が終わってしまった。児童書でページ数も少なかったためである。(豊田市中央図書館)
- ・ 点訳を始めたばかりの新人が担当する案件は、まだ点訳に慣れていないことから敢えてデータを使わず、自ら点訳してもらった。(豊田市中央図書館)

(9)出版者から提供される際に望ましいデータ形式

いずれの書籍の方式でも、テキストデータを希望する意見が見られた。PDF の場合はページごとにファイルが分割されているのではなく、ひとつのファイルに統合されているとよいという意見が見られた。EPUB は閲覧や編集にソフトウェアや担当者のスキルが必要という意見が見られた。また、出版者から提供されるデータの形式が統一されているとよいという意見もあった。

【テキストデータ】

- ・ どんな形式で提供してもらうのが最もメリットが大きいかは、リクエストの内容や状況によって異なると思われる。一概には言えない。(千葉県立西部図書館)

- ・ 希望するデータ形式はテキストデータである。(立命館大学図書館)

【点字図書（点字データ）】

- ・ テキストデータの段階で修正して点字変換にかけたほうが、効率がよいため、提供されるデータ形式は、編集が効く形式、できればプレーンのテキストデータがいいのではないかと思います。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ Word かテキストデータで提供してもらえるとありがたい。テキスト付き PDF でデータがページごとバラバラになってしまうと、作業が大変になるため避けていただきたい。データとして一ファイルにまとまっているものが使いやすい。(豊田中央図書館)
- ・ 出版者ごとに、PDF や EPUB、テキストデータ、テキストデータでも細かく分割されたものなど様々な形式でデータが送られてきた。形式がバラバラだとこちらでも準備が必要なため、統一されているといい。特に EPUB は、読み込むにもソフトが必要になってくる。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)

【拡大図書、テキストデータ】

- ・ 今回の実証調査中でも複数の形式でデータをもらったが、一番助かるのはテキストデータだった。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ EPUB やテキスト付き PDF よりもプレーンのテキストデータがもらえるのがよい。そうすれば、ある意味私たちボランティアの仕事は無くなるともいえる。出版者サイドで EPUB や Word をプレーンテキストデータにってもらえると助かる。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ EPUB の場合は、テキストを抜き出すにしてもルビが文字と文字の間に入り込む(「不思議」という言葉なら、「不ふ思し議ぎ」となる) ことがあり大変だった。EPUB は編集スキルがあればいいのだろうが当館にはそこまでのスキルはなかった。特に絵本は EPUB で提供されても対応できないと思う。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 先日 PDF でデータを頂いたが、1 ページ 1 ファイルで送られてきた。一つのファイルにまとめるのは簡単だが、はじめから一つのファイルにまとめて送ってほしいと思った。(横浜市立盲特別支援学校)

(10)ABSC への依頼方法に関するご意見

エクセルのフォーマットに依頼内容を記入し、メールで送付するという ABSC への依頼方法に関する意見を見ると、「エクセルの書式が扱いづらい」「同じファイルを上書きしていく必要があり、ファイルの管理が煩雑」「メールを見逃す可能性がある」等の意見が見られた。

また、次年度以降の依頼方法案として、Web 上で図書館と ABSC が共同管理できるファイルに依頼内容を入力する方法や、Web 上に依頼フォームを構築する方法について意見を求めたところ、好意的な意見が見られた一方で、学校や自治体のシステム環境との兼ね合いから利用できるか不明という意見や、図書館内部の決裁をとるために記録の残る方式で依頼したいという意見も見られた。

- ・ ABSC への依頼方法として理想的なのは、Web 上のフォームから依頼し、進捗も Web 上で確認できるような形式。今回のようなメールのやり取りだと、メールが埋もれてしまう危険性もある。今回、実証調査に協力している図書館は数館だったため ABSC も対応できたと思うが、今後さらに参加館が増えたら、ABSC の側でも管理が大変なのではないか。Web サイトのようなものを構築したほうが良いと思う。(立命館大学図書館)
- ・ Excel が横長すぎて作業がしづらかった。Google スプレッドシートのようなフォームができるということであればありがたい。セキュリティ面のことは確認しないとわからない。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ 提供依頼フォーマットに関しては、Excel が得意でない分、表が見づらくスクロールしづらかった。今回の管理方法では、こちらで管理が漏れてしまったりしたこともあった。また、同じファイルを上書きしていく中で、どのファイルが最新かわからなくなってしまったことがあった。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)

- ・ エクセルの依頼フォーマットは、印刷して A3 の紙に収めたらほとんど見えないので不便。Excel は普段あまり使わないので、扱いが大変だった。スプレッドシートによる共同編集というアイデアは、利便性は上がると思うが、学校からのアクセスに制限がかかる場合があると思う。最（横浜市立盲特別支援学校）
- ・ Excel による依頼という点で大きな負担はなかった。現状の依頼方法で問題ないと思う。スプレッドシート形式や Web 受付フォームなどのデータを簡単に依頼できるシステムがあれば使いやすいと思うが、本館でそうしたシステムが使えるどうかは、確認する必要がある。利用できることが確認できれば、そうした方法は使っていきたいが、セキュリティの問題などで検討に時間を要する可能性はある。（豊田市中心図書館）
- ・ 当館は製作に関して決裁を受ける必要があり、そのために記録を残しておく必要があるが、Google スプレッドシートのような共同作業できる形式だと、どんどん更新されていって記録が残らないのではないかと。委嘱謝金の支払いの証拠書類を残す必要があり、そのとき不都合が生じる可能性がある。（千葉県立西部図書館）

（1 1）ABSC への依頼日に関するご意見

毎週火・金曜日に ABSC で依頼を受け付ける（緊急時は随時可能）というスキームに関する意見を見ると、随時、依頼ができたほうが良いという意見が複数見られた。その中には実際に ABSC で受け付けるのは週二回でもよいとの意見もあった。そのほか、作業スケジュールと合致するため現行のままでよいとの意見や、週一回でもよいとの意見も見られた。

- ・ 依頼日が週 2 回、特定の曜日に限定されていたが、いつでも依頼はできるようにしてほしい。学生から製作依頼を受けた際に、都度データ提供依頼をかけられるような状態がありがたい。ABSC 側での受付は週に 2 回でもよいので、図書館からは随時依頼ができるほうがよい。（立命館大学図書館）
- ・ ABSC への提供依頼の頻度が週二回だったが、都度依頼ができるとありがたい。（川越市立図書館/中央図書館・西図書館）
- ・ 提供依頼ができる曜日が決まっていたが、いつでも依頼できるとありがたい。2 週間でボランティアが点字を打ち終わってしまうので、早く依頼したい。（名古屋市鶴舞中央図書館）
- ・ 当館は基本的に金曜日を作業日としているため、電子データを送るのも金曜日である。したがって、現状の火・金の週 2 日依頼というスパンで問題ない。（豊田市中心図書館）
- ・ リクエストが週二回は多いと思う。週一回で良いと思う。（横浜市立盲特別支援学校）

（1 2）ABSC からの提供可否回答までの日数や、データが提供されるまでの日数に関するご意見

ABSC からの提供可否回答までの日数に関しては、リクエストから 1 週間以内に利用者にテキストデータを提供することとしている図書館から、3 日以内の連絡が望ましいという意見が見られた。

データが提供されるまでの日数に関しては、リクエストを受けてからボランティアに依頼するまでの 2 週間以内にデータが必要という意見があった。また、1 か月待つならば従来の方法で製作をしたほうが早いという意見も見られた。

意見が多かったのは、図書館からの回答が無く、ABSC から 5 営業日以内に提供可否の連絡ができなかった場合についてである。本スキームでは、〈ABSC より 5 営業日以内に回答がない場合、電子データの提供がないものと判断して、従来の製作方法で製作を開始（または断念）する〉としていたが、データの到着を待って製作に着手されなかった案件や、回答が無かったため提供無し、と判断し、従来の方法で製作したが、その後データが提供された案件があった。これらに対しては、早期の段階で提供可否を示してほしいという意見があった。

また、提供見込みが示されたにもかかわらずその後データ提供が無かった案件についても言及があった。

- ・ テキストデータは作成依頼から 1 週間程度で利用者に提供することになっているため、3 営業日以内に提供可否の返答がもらえると、この製作期限も守りつつ作業が進められる。提供までに時間を要する場合は、

待ってもらえるかどうか利用者に確認し、承諾いただければ待つこともできるが、それでも時間を要するかどうかの回答は3営業日以内にもraitたい。本当の理想を言えばデータを3営業日以内にもraitたいところ。(立命館大学図書館)

- ・ 当館では、リクエストがあつてから遅くとも2週間以内にはボランティアに依頼し、製作に着手する体制をとっている。つまり、製作タイトルが判明した時点でABSCに依頼しても、2週間以内にもraitないとデータの意味がない。提供までに2週間以上かかると、待っている間にボランティアがほぼ手で打ち終わる。実際に、提供依頼をしたが、待っている間に製作が終わったため結局データを使わなかったというケースがあつた。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ 1ヶ月出版者からの返事がなく、その期間にこちらで点訳できたのではないかと、というケースもあつた。待機日数が短ければ出版者からのデータはありがたいが、現状のスキームであれば、自分たちで点訳したほうが早い。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)
- ・ 点訳を待っている人がいるのにこちらで何もせずに、もらえるかどうか分からない状態で待つ必要があるのが辛い。1ヶ月待ったが図書館の判断でデータの受領を断念したものもある。(川越市立図書館/中央図書館・西図書館)
- ・ 当館の特徴は、利用者からのリクエストが中心であることと、複数のボランティアで分担して始めるので、他の製作館よりも制作への着手が早く納品も早いことである。1か月後にデータが来るかわからないのを待っているよりは、手で打ったほうが早いという判断になる。全国の図書館全体で見るとデータ提供はメリットが大きいと思うが、当館に関しては現行のスキームと齟齬がある。(名古屋市鶴舞中央図書館)
- ・ 5営業日以内に返事が無かつたため提供が無いと判断して、ボランティアが作業に着手したが、その後データ提供があつたこともある。そのため、提供が無い場合は無いと連絡をいただく、あるいはエクセル上にABSCの側で「提供なし」とわかるようにしていただけるとありがたい。(豊田市中央図書館)
- ・ 出版者の中でも時間をかけて検討したり、即決できなかったりと思うので、一次回答まで5日かかるというのは気にならないが、くれるか、くれないかだけは早めに知りたかつた。提供できないならできないで、従来の方法で製作に入る。忘れたころにきちんとした返事があるところもあつた。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 今回依頼した5冊中2冊は、何らかの形式で提供見込みという連絡をABSCからもらったにも関わらず、現在に至るまで受け取っていない。こちらから連絡したほうがよいのか、対応方法が判然としないのでそのままになっている。図書館側で選書したものであつたためそのままにしていたが、利用者からのリクエストの場合、もらえないならば製作に入るので、いつ提供してもらえるのか、どのようにデータを受け取るのかをわかるようにしてほしい。(千葉県立西部図書館)

(13)その他、本実証調査に関するご意見

その他のご意見は以下の通り。

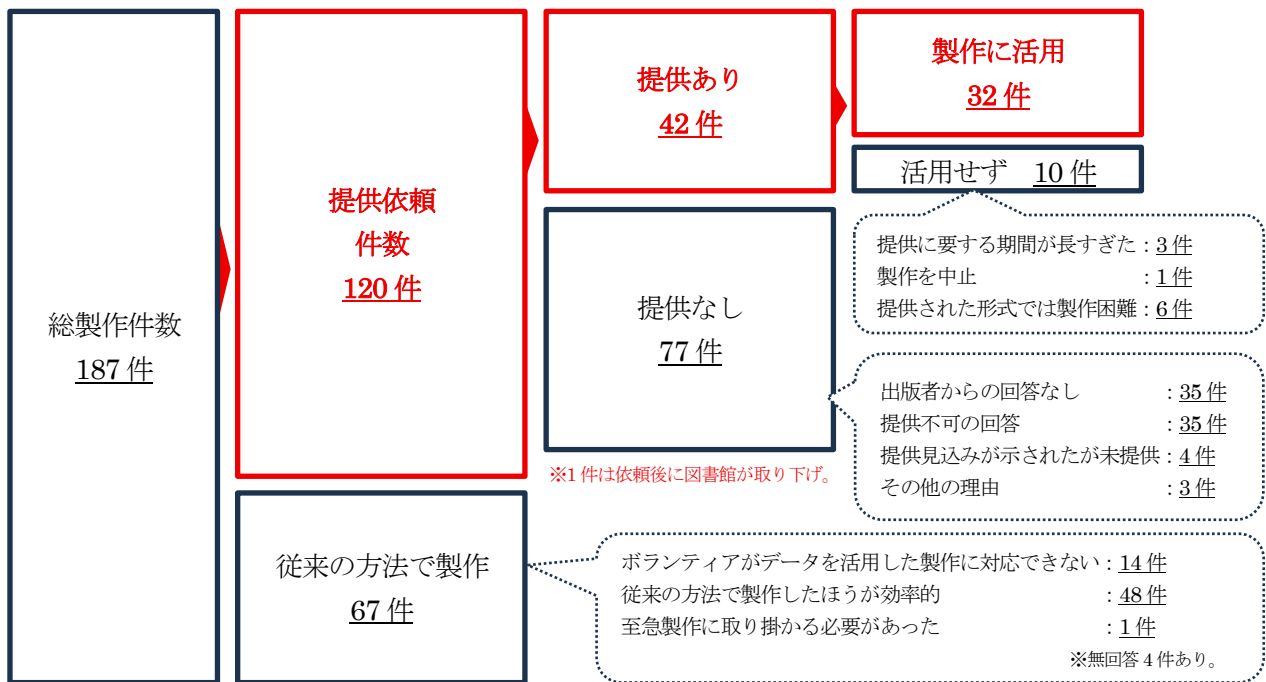
- ・ 複数校から同じタイトルがリクエストされるのは避けたほうがよく、わかりやすい方法で情報とデータの共有が進んでいくといい。各校が個別に依頼するのではなく、集約してくれるところがあればいいのではないかと。例えば課題図書に必要な学校は何カ所もある。そうした学校の依頼をまとめて請求することができるなど。あるいは、既にデータがある場合はその共有ができること。例えばドリル・問題集も出版物の一つであり、サピエ図書館のような仕組みがあればいいと思う。(横浜市立盲特別支援学校)
- ・ 大学図書館からの依頼は専門書が多くなるだろう。専門書のデータは提供率が低くなると考えられる。そうすると、大学図書館側の心理としては、いちいち依頼しなくなることも考えられる。データ提供がされなかつたときに、図書館利用者にどのように対応するかも併せて検討していくことが望ましい(立命館大学図書館)

第5章 まとめ

本調査では、特定書籍等の製作者が図書館を通じて、出版者側の窓口に対し書籍の電子データの提供を依頼し、出版者から電子データの提供を受けるまでの一連のスキームについて、特定書籍等製作における有用性の検証を行った。本章では、電子データ提供依頼の実績を確認したうえで、有用性として確認できたこと及び調査を通じて明らかとなった課題について整理する。

5-1 電子データ提供依頼の実績

本実証調査における電子データ提供依頼の実績は以下の通り。



本実証調査では、調査期間を通じて 120 件のデータ提供依頼が行われた。そのうち、出版者からデータが提供されたのは 42 件、最終的に製作者が書籍の製作に活用したのは 32 件であった。

本調査と同時期に実施された、文部科学省「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究 ～障害者の学びの場における情報保障についての実態調査～」のアンケート結果によると、自館で資料製作を行っている公立図書館 330 館のうち、令和 6 年度に出版者等へ電子データの提供依頼を行ったことがあるのは、全国で 5 館のみであり、依頼総数はわずか 10 件であった。出版者からデータを取得し、書籍製作に活用することは、全国を見渡してもほとんど行われていない。

この実態と比較すると、今回の実証調査が多くのデータ提供依頼、ならびに電子データを活用した書籍製作につながったことがわかる。

5-2 一連のスキームの有用性として確認できたこと

(1) 特定書籍等の製作用の簡略化と時間短縮につながる

ヒアリングでは、調査参加館に対し、本実証調査スキームに則りデータを取得し特定書籍等の製作を行うメリットを聴取した。その結果、調査期間中に製作のあったいずれの特定書籍等の方式においても、製作者の作業の簡略化やそれに伴う作業時間の短縮につながるといった意見が見られた。

例えば、テキストデータの製作では、原本をスキャンして PDF を作成し、その PDF を OCR ソフトでテ

キストデータに変換する工程が省略できる。点字図書（点字データ）の製作では、点訳者が自ら点字データを作成している場合は新たに自動点訳を導入することができるようになる。さらに、既に自動点訳を活用している場合でも、テキストデータ同様、原本のスキャンと OCR ソフトによるテキストデータ化の工程が省略できる。また、原本をスキャンして作った PDF を OCR でテキストに変換しても精度が低く修正する必要があるが、出版者から提供された精度の高いデータを使えばその手間が省けるという意見もあった。

原本のレイアウトや提供されたデータの品質によっては、追加的な確認・修正作業が発生した例も見られたが、全体的に見ると、本スキームに則り出版者から電子データを取得し、製作を行うことは製作者にとってメリットがあり、図書館における特定書籍等の製作の推進に資するといえることが確認できた。

(2) 出版者側の窓口を一本化することで、図書館から出版社に対するデータ提供依頼がしやすくなること

ヒアリングでは、出版者側の依頼先がわからないことや、データの取り扱いに関する出版者との合意が必要であることなどから、各図書館が個別に出版者にデータ提供を依頼することはハードルが高いことが分かった。今回のスキームのように、図書館と出版者の間に窓口を一本化し、連絡先を設けて依頼先を一本化したり、データの取扱いに関する図書館と出版者との間の合意の取り交わしを担ったりすることは、そのハードルが下がり、図書館が出版者からデータを取得することを可能にすることが確認できた。

5-3 一連のスキームの課題

5-3-1 出版者からのデータ提供に関する課題

(1) 出版者からのデータ提供率

今回、図書館から出版者へのデータ提供依頼が行われた 120 件のうち、調査期間中に出版者からデータの提供があったのは、42 件であった。一定程度出版者の協力を得ることができたと考えられる一方、全依頼の 6 割以上でデータ提供が無かったという点については、今後の改善の余地があるとも考えられる。

「提供不可」との回答があった場合の理由の内訳を見ると、「B：データ作成にかなりの時間を有するため」と「D：著作者の許諾が必要と考えているため」が最も多く 14 件、次いで「A：出版者で最終データを保有していないため」が 12 件、「C：データ作成の経費が捻出できないため」が 11 件、「E：データ流出の懸念があるため」が 6 件、「F：その他」が 8 件となっている。特に「D：著作者の許諾が必要と考えているため」との回答が多く見受けられた点は、図書館における書籍製作が、著作権法第 37 条に基づく製作であることが理解されていない可能性が高く、課題である。

(2) 出版者から提供可否の回答がないこと

今回の実証調査では、「ABSC より 5 営業日以内に提供可否の回答がない場合、図書館は電子データの提供がないものと判断して、従来の製作方法で製作を開始（または断念）する」こととした。データ提供依頼の結果の集計結果を見ると、調査期間中にデータが提供されなかった 77 件の内、出版者から何の回答もなかったケースが 35 件で、「提供不可」の回答があったケース 35 件と並んで最も多かった。今後、本実証調査のスキームによって、図書館における特定書籍等の製作を推進していくためには、この「回答なし」のケースを減らしていくこと、すなわち、より多くの出版者に本スキームに参画してもらうことが必要になる。

また、出版者から何の回答もないことによって、図書館では、データの提供を期待して製作に着手しなかったために完成が遅れたケースや、反対に回答が無いことから従来の方法で製作に着手したが、その後にデータ提供があったケースが生じた。

今年度使用した電子データ提供依頼フォーマットでは、出版者からの回答が無い場合、一切当該依頼の状況が更新されず放置されてしまっていた。また、一律「5 営業日以内に提供可否の回答がない場合は製作着手又は断念」としたが、出版者からのデータ提供をいつまで待てるかは、図書館や製作案件ごとに異なると考えられる。

こうした要因が組み合わさって、提供見込みが示されないことで、製作者側でいつどのように製作に着手するか
の判断に難しさが生じたと考えられる。

(3)データ提供までに時間がかかること

今回の実証調査では、出版者に対して電子データの提出期限は定めず、各出版者が提供できるタイミングで提供してもらった。ただし、出版者に対しては、可能な限り、データ提供可能日の目途を示すよう求めた。データ提供依頼からデータ受領までにかかった日数の集計結果を見ると、提供があった 42 件の平均は 17.4 日となっている。さらに詳しく見ると、依頼日から 1 週間以内（土日祝含め 7 日以内）とスピーディーに提供されたのが 14 件あった一方で、提供までに 1 か月以上（土日祝含め 31 日以上）かかったものも 8 件あった。

ヒアリングにおいて、点字図書（点字データ）を製作しているある図書館からは、2 週間以内にデータを受け取れないと、従来の方法で製作が完了してしまうためデータをもろう意味がなく、実際に従来の方法で製作完了後にデータを受領したという意見が見られた。また、同じく点字図書（点字データ）を製作している別の館からは、データ提供までに 1 か月かかる場合は、従来の方法で製作した方が早いという意見があった。また、テキストデータを製作しており、リクエストから 1 週間以内で提供することとしている大学図書館からは、3 日以内に提供されることが理想という意見もあった。現時点では、データ提供までに時間がかかることによって、書籍製作に有効活用されないデータが生じている。

5-3-2 図書館で特定書籍等を製作する際に生じる課題

(1)図書館のノウハウの不足により提供されたデータを活用できないこと

今回の実証調査では、出版者が提供する電子データの形式は限定せず、出版者が提供可能な形式で提供してもらうこととしたため、製作者はテキストデータ、テキスト付 PDF、EPUB、Word と複数の形式の電子データを受領することになった（集計結果：テキストデータ：15 件、テキスト付き PDF：14 件、EPUB：7 件、Word：6 件）。この結果、ヒアリングでは、テキスト付き PDF や EPUB からどのようにテキストデータを抽出すればよいかわからず、製作に時間がかかった、あるいはデータの活用を断念したという意見が見られた。特に EPUB は取り扱うためのソフトウェアもなく、方法も知らないという意見が複数の参加館で見られた。

今回の調査参加館は、一定の特定書籍等の製作実績・ノウハウを有している館である。そのため、今後実績の少ない図書館が本スキームに参加した際は、この課題はより大きくなると考えられる。

5-3-3 スキームの運用方法の課題

(1)図書館から ABSC への依頼方法

今回の実証調査では、図書館から ABSC にデータ提供依頼をする際、エクセルの依頼フォーマットに依頼内容を記入しメールで送付するという方法をとった。これに対しヒアリングでは、「エクセルの書式が扱いづらい」「同じファイルを上書きしていく必要があり、ファイルの管理が煩雑」「メールを見逃す可能性がある」等の意見が見られた。そのため、参加館の拡大も見据え、今後はより利便性の高い依頼方法を検討する必要がある。

(2)図書館から ABSC への依頼日

今回の実証調査では、図書館から ABSC へのデータ提供依頼は毎週火・金曜日に受け付ける（緊急時は随時可能）運用とした。これに対しヒアリングでは、随時依頼ができたほうが良いという意見が複数見られた。その中には実際の ABSC での受け付けは週二回でもよいので、依頼は随時できるほうがよいとの意見もあった。

第6章 今後の実証に向けて

今年度の実証調査結果を踏まえると、今後、さらに実証調査を継続し、以下の点について検討を行う必要がある。

(1)調査参加館の拡大

今年度は実証初年度ということもあり、調査参加館は6館と少数であった。ヒアリングの結果を見ると、同じ方式の特定書籍を製作していても、館ごとにその製作方法や製作フロー、製作スケジュールは大きく異なり、それに伴って今回の一連のスキームに対するニーズも様々であることがわかる。そのため、今後はさらに多くの図書館に実証調査に参加してもらい、多様なシチュエーションにおける一連のスキームの有用性や課題を検証すべきだといえる。

特に今回はデージー図書の製作が見られなかったため、デージー図書を製作している図書館にも参加してもらい検証を行うことが望ましい。また、今回は学校図書館（特別支援学校）と大学附属図書館の参加が1館ずつに留まった。ヒアリングでは、学校図書館では複数校から同じタイトルのデータ提供依頼が発生することが予想されるとの意見や、大学附属図書館からの依頼は専門書が中心となり、提供率が低くなることが予想されるとの意見が見られた。今後、より多くの学校図書館と大学附属図書館に実証に参加してもらい、こうした意見の検証や、新たな課題の把握に努めることが望ましい。

(2)出版者に対する理解啓発・本事業の周知

今後出版者からのデータ提供率を高めるために、出版者に対する理解啓発・本事業の周知が必要である。例えば、「提供不可」の理由のうち「D：著作者の許諾が必要と考えているため」との回答が多く見受けられた点に対しては、特定書籍等の製作が著作権法第37条に基づく製作であり、著作権者の許諾が不要であることの理解啓発を行っていく必要がある。また、「E：データ流出の懸念があるため」という回答が見られた点については、図書館が実証調査に参加する際に提出した同意書において、データの目的外使用を禁ずることや取扱い方法について定めていることを周知することが有効と考えられる。なお、図書館側でどのようにデータが取り扱われたかという点は、今回の実証調査のヒアリングでは十分に把握できとは言えない。今後出版者が安心感を持ってデータ提供を行うためには、図書館側でのデータ取り扱いに関する徹底とそのための方策（取扱い手引きの作成等）の検討も同時に行っていくことが求められる。

また、今回の実証調査では「提供可」もしくは「提供不可」等と何らかの回答があったケース以上に、出版者から一切の返答が無くデータが提供されないケースが多かった。この点も、今後、出版者に対して、本事業の存在を周知するとともに、読書バリアフリー法第11条第2項の重要性について、製作者側と連携した理解啓発の取組を行うことが求められる。

(3)製作者がデータを活用できる期日内にデータ提供がなされるスキームの検討

現行のスキームでは、出版者からデータが提供されるまでに時間がかかり、データ提供されたにも関わらず活用されないケースも見られたため、できる限り図書館がデータを活用できる期日内に出版者からデータが提供されるようなスキームを検討する必要がある。

依頼から何日以内に提供されれば製作者がデータを活用できるかは、各図書館が製作する特定書籍等の方式、製作方法、製作スケジュールや、個別の製作案件ごとに異なることが予想される。そのため、製作案件ごとに提供希望期日を設け提供状況を管理することなどが考えられる。

(4) 出版者から提供可否の回答がない場合に、図書館がスムーズに製作に入れるようにするための工夫

出版者から提供見込みが示されない場合の対応についても、前提として、出版者から何らかの回答がもらえるような環境づくりに取り組むことが必要であるが、一連のスキームを運用する上でも、今後以下のような点の検討を行うべきである。

現行の運用方法で、各図書館によりスムーズに製作に取り組んでもらうためには、出版者からの回答がない場合があること、また、5 営業日以内に回答がない場合は一律従来の製作方法で制作に着手もしくは断念するという運用について、調査参加館に十分に理解してもらったうえで実証を開始する必要がある。

より図書館のニーズに寄り添った柔軟な運用方法を検討する場合は、例えば、各依頼について図書館から回答希望期日を示してもらい、その時点での回答有無を ABSC より連絡し、出版者からの回答がない場合はその連絡をもって従来の方法で製作を開始してもらう、などといった方法が考えられる。

(5) 参加館への電子データの取り扱いに関するノウハウの共有

製作者・図書館のノウハウ不足により、提供されたデータが活用できないという事態を防ぐため、製作者がテキスト付 PDF や EPUB を受領した際にも問題なく製作に活用できるようなノウハウ共有の方策を検討する必要がある。例えば、各データ方式をテキストデータに変換する手順をまとめたマニュアルの配布や、事前に実務担当者向けの説明会を開催することなどが考えられる。また、調査開始後も、出版者から提供されたデータの活用方法について相談できる窓口を設けることなども考えられる。

(6) 利便性の高い依頼方法の構築

エクセルの依頼フォーマットに依頼内容を記入しメールで送付するという方法の代替案として、ヒアリングでは、Web 上で図書館と ABSC が共同管理できるファイルに依頼内容を入力する方法や、Web 上に依頼フォームを構築する方法について意見を求めたところ、好意的な意見が見られた。そのため、こうした方法の導入を検討していくことが望ましい。

ただし、学校や自治体のシステム環境との兼ね合いから、利用できるか不明という意見もあったため、図書館側の利用可能性については十分に調査の上検討を行う必要がある。また、図書館内部の決裁をとるために記録の残る方式で依頼したいという意見も見られた。こうしたニーズは図書館ごとに異なり、公共図書館、学校図書館、大学図書館でも異なる可能性が高い。検討に当たってはさらに多くの図書館のニーズを把握することが必要と考えられる。

(7) データ提供依頼受付日の再検討

データ提供依頼は毎週火・金曜日に受け付ける（緊急時は随時可能）という運用についても、図書館からの要望が見られた点である。図書館にとっては、一日でも早くデータ提供を依頼し、早くデータを受領することが、利用者に迅速に書籍を届けることに繋がるため利便性が高い。ただし、依頼受付日を増やすことは ABSC 側で対応のための工数が増大することにもつながるため、図書館にとって利便性が高く、かつ現実的なスケジュールを検討する必要がある。

参考資料

1. 調査同意書
2. 調査手順書
3. 電子データ提供依頼フォーマット
4. 記録様式

令和 7 年〇〇月〇〇日

〇〇図書館

館長 〇〇 〇〇殿

東京都千代田区六番町 2-14 東越六番町ビル

株式会社リベルタス・コンサルティング

代表取締役 〇〇 〇〇

文部科学省委託事業 令和 7 年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究
～障害者の学びの場における情報保障についての実態調査～」への御参加について（依頼）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の文部科学省委託事業において、特定書籍等（※）の製作に係る書籍の電子データ提供に関する
実証調査を行うこととなりました。

つきましては、貴館に、下記のとおり本実証調査への御参加をお願いしたく存じますので、御同意くださいま
すようお願いいたします。

御同意の際は、お手数ながら別同意書を御送付くださいますようお願いいたします。なお、本同意書の御提出
をもって、別紙 3「本調査における遵守事項」に御同意いただいたものとみなします。

（※）「特定書籍等」とは、図書館や点字図書館などが著作権法第 37 条に基づき製作する、点字・音声デ
ィー・マルチメディアディー・拡大文字資料・テキストデータ等の総称。アナログもデジタルもす
べてを含む。

記

1 期間 承諾日 ～ 令和 8 年 3 月 14 日

2 内容 別紙 1 のとおり

以上

特定書籍等の製作に係る書籍の電子データ提供に関する実証調査について（概要）

1. 本実証調査の概要

読書バリアフリー法第18条の規定に基づき、文部科学省・厚生労働省が開催する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」（以下、「読書バリアフリー関係者協議会」という。）においては、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作を円滑に行うため、出版者から公立図書館等に対する書籍の電子データの提供について、有効な仕組み作りを行うべきとの提案がなされていることから、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が連携して、以下のとおり実証調査を行うこととしています。

(1) 調査内容・目的

特定書籍等を製作する公立図書館等（本実証調査に参加する図書館）は、製作に必要な電子データを出版者側の受託者（※1）に依頼し、電子データの提供を受け、それを使った資料製作を行うまでの一連のスキームを実施します。また、本スキームを実施することで、電子データ提供における課題や好事例の収集を行い、公立図書館等向けのマニュアルを作成します。

（※1）本実証調査は、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の三省で行う出版者から特定書籍製作者への円滑な書籍電子データ提供の仕組み作りの一部として実施するものであり、本仕組み作りにおける出版者側の窓口業務は経済産業省の行う実証調査事業の受託団体（アクセシブル・ブックス・サポートセンター：ABSC）が行います。なお、点字図書館側の業務は厚生労働省の事業受託団体が担います。

(2) 調査期間

令和7年7月～12月頃

(3) 製作する資料とその形式

著作権法第37条第1項から第3項により製作する特定書籍等で、参加図書館が希望する形式となります。希望する書籍の電子データを依頼するためのフォーマットは（別紙2）のとおりです。

(4) 出版者から提供されるデータ

プレーンテキストデータ、EPUB ファイル、テキスト付 PDF 等で、出版者が提供可能な形式です。実際のデータは、ABSC が提供する専用のデータ送受信システム、もしくは各出版者の方法によって提供されます。

2. 実証参加図書館への依頼事項

(1) 一連のスキームの実施

- ① 製作する特定書籍等について、新規に製作する本をリスト化し、その内電子データが必要なものを選ぶ。
- ② 既に同じ形式のものが発売されていないかどうか、電子図書館システムで提供されていないかどうか、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスで提供されていないかどうかを確認する。TTS 方式の電子書籍が刊行されている場合、利用者の希望を満たすためのアクセシビリティが不足している点がないかどうかを確認する。
- ③ 電子データを希望するものについて、依頼フォーマット（エクセルファイル、別紙2）に必要事項を記入し、週に2回の決められた曜日に、ABSC にメールで送付する（曜日は調整中）。
- ④ （ABSC は、出版者ごとに電子データ提供の可否を確認する。）
- ⑤ ABSC から電子データ提供可否の回答を受領する。（基本、依頼から5営業日以内）
- ⑥ 回答が電子データ提供不可、あるいは5営業日以内に回答がない場合は、電子データ提供ができないものとして、従来の製作方法で製作する。または、製作を断念する。
- ⑦ （電子データ提供が可能な場合）各出版者の方法もしくは ABSC が提供するデータ送受信システムにより、電子データを受領する。（ダウンロード）

- ⑧ 電子データを活用して特定書籍等を製作し、利用者に提供するとともに、みなサーチ・サピエ図書館に情報提供する。
- ⑨ ⑧の結果を ABSC に報告する。

※電子データ受領に当たっての留意事項

- ・電子データ提供の際、基本は別紙3「本調査における遵守事項」に同意することで、データの取扱いに関する出版者・実証参加図書館間の合意がとれたものと見なします。なお、出版者から特別に要請があれば、出版者と図書館で個別に覚書を締結する可能性があります。（その際、覚書締結サポートは ABSC が行います）。
- ・ABSC が提供するデータ送受信システムは、6 月以降に実装される見込みです。

(2) 一連のスキームに係る検証事項の記録

以下のような検証事項について、記録様式（調整中）にて記録をお願いします。

- ・電子データの受領から製作、提供までに要した期間やコスト
- ・この事業による電子データを製作に活用したものの数、従来の方法で製作したものの数 等

(3) ヒアリング調査への協力

本スキームの有用性や課題等についてヒアリング調査への協力をお願いすることがあります。

3. 実証調査スケジュール（予定）

7 月頃	・実証参加図書館への説明会 ・実証調査開始 ※諸般の事情により、実証開始の時期は後ろ倒しになる可能性があります。
11 月頃	ヒアリング調査の実施
12 月下旬	実証調査終了

[illegible][illegible]

製作する特定書籍等の方式	製作が必要な理由	(⑤の場合、不十分な アクセシビリティを選択)	提供可否	提供可能データ形式	提供できない理由
点字図書	①点字図書製作のため	A.図表・写真等の解説がないため	1週間以内に提供可	EPUB	A.出版者で最終データを保有していないため
マルチメディアDAISY	②DAISYでの提供のため	B.文字の詳細が確認できないため	1週間以上かかるが提供可	テキスト付PDF	B.データ作成にかなりの時間を有するため
音声DAISY	③テキストデータでの提供のため	C.見出し等にスキップできない、しおりが設定できないため	提供不可	テキストデータ	C.データ作成の経費が捻出できないため
テキストDAISY	④TTS対応電子書籍・オーディオブックが販売されていないため	D.読み上げ箇所の表示（ハイライトやマーカー）がないため		Word	D.著作者の許諾が必要と考えているため
テキストデータ	⑤TTS対応電子書籍・オーディオブックが販売されていないが、アクセシビリティが不十分であるため	E.サイトやビューアへのアクセシビリティが確保されていない、使いにくいいため		その他	E.データ流出の懸念があるため
拡大文字の図書		F.利用者に販売されている電子書籍を購入・使用するスキル・環境がないため			
その他					

本調査における遵守事項

- 1 出版者から提供された書籍データの使用は、特定書籍及び特定電子書籍の製作に限るものとし、許諾なく他の使用用途では一切使用せず、又は第三者に利用させないこと。また、この遵守事項に従った書籍データの利用がなされるよう、適切に管理すること。
- 2 書籍データの使用期間は、令和8年3月14日までとする。ただし、当該書籍データを利用した特定書籍及び特定電子書籍の製作が継続している場合は、当該特定書籍等の製作が終了するまでを期限とする。
- 3 前号に定める使用期間経過後は、書籍データ及びその一時的な複製物の全てを消去若しくは滅却等を行うこと。また、出版者から特段の求めのあった場合には、出版者に対してデータを適切に処理した旨を文書（電子メールを含む）にて通知すること。
- 4 書籍データの利用に当たっては、その複製等は必要最小限にとどめること。
- 5 書籍データの改変を行わないこと。ただし、点訳及び音声変換等のためのソフトウェアに適合させるための必要最小限の修正等はこの限りでない。（なお、点訳等資料変換に伴う必要最低限の翻訳、変形・翻案は著作権法第四十七条の六のとおりとする。）

以上

年 月 日

株式会社リベルタス・コンサルティング

代表取締役 ○○ ○○ 様

○○図書館

館長 ○○ ○○ 印

同 意 書

○○図書館は、文部科学省委託事業令和7年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究～障害者の学びの場における情報保障についての実態調査～」へ参加することについて、同意いたします。

(1) 実証調査参加図書館に実施していただくこと

- ⑨ (図書館利用者から製作依頼があるなど、) 新たに製作することとした特定書籍等をリスト化し、その中で出版者に電子データの提供依頼を行うものを選定してください。

※ 出版者に書籍の電子データの提供依頼を行う書籍の選定に当たっては、特定書籍等の製作にあたり電子データの活用が見込まれるものを対象としてください。布の絵本や音声 DAISY など電子データの活用が見込まれないものや、明らかに電子データが不要と思われるもの(文字量が少ない、図表が多く電子データが活用しづらいなど)は、本実証調査の対象外とします。また、ISBN がないものについても本実証調査の対象外とします。

- ⑩ 電子データの提供依頼を行う書籍が決まったら、「既に製作予定の形式で発売されていないか」「電子図書館システムで提供されていないか」「サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスで提供されていないか」を確認してください。なお TTS 対応の電子書籍が刊行されている場合は、利用者の希望を満たすためのアクセシビリティが不足している点がないかどうかを確認してください。

- ⑪ 電子データの提供依頼を行うものについて、電子データ提供依頼フォーマット(エクセルファイル、資料 2-2)に必要事項を記入し、毎週火曜日と金曜日に、ABSC^{※1}にメールで送付してください。ただし、急ぎの依頼については、指定曜日以外に、随時依頼することが可能です。なお、ABSC への電子データ提供依頼を行う際には、本事業の委託先である(株)リベルタス・コンサルティングを CC に加えて送付してください。
- なお、依頼日ごとにファイルは新しくせず、過去に依頼した案件をそのままに、その次のセルに新しい依頼案件を積み上げていく形で記入ください。

--- (送信メールテンプレート) ---

To: recp-absc@jpo-center.jp

Cc: kyousei2025@libertas.co.jp

件名 (通常依頼) : 【実証事業】 ○○図書館 : 2025 年●月●日依頼分

件名 (至急依頼) : 【至急】【実証事業】 ○○図書館 : 2025 年●月●日依頼分

※添付ファイル名は件名と同一としてください。

※1 ABSC とは、一般社団法人日本出版インフラセンターに設立されたアクセシブル・ブックス・サポートセンターのことであり、本実証調査では出版者側の窓口業務を担う。

(提供依頼のあった書籍について、ABSC は出版者に電子データ提供の可否を確認)

- ⑫ ABSC からメールで送付される電子データ提供可否の回答を確認してください。

(原則として、5 営業日以内に回答が届きます。15 時までの依頼については依頼のあった日から起算し、15 時以降の依頼については依頼のあった日の翌日から起算します。)

- ⑬ ABSC の回答が「電子データ提供不可」の場合、あるいは ABSC より 5 営業日以内に回答がない場合、電子データの提供がないものと判断して、従来の製作方法で製作を開始（または断念）してください。
- ⑭ ABSC の回答が「電子データ提供が可能」な場合には、各出版者の希望する方法もしくは ABSC が提供するデータ送受信システムを利用して電子データを受領してください（参加図書館のパソコンにダウンロードすることを想定しています。）
- ⑮ 電子データを活用して製作した特定書籍等は、利用者に提供するとともに、みなサーチ・サピエ図書館に情報提供をしてください。
- ⑯ ⑦の結果をメールで ABSC に報告してください。（報告の仕方について調整中）

※電子データ授受に当たっての留意事項

- ・本事業の参加依頼文書に記載の「本調査における遵守事項」（資料 3）に同意することで、データの取扱いに関する出版者と実証参加図書館の間の合意がなされたものと見なすことを想定しています。ただし、出版者から特別な要請があった場合には、出版者と図書館で個別に覚書を締結する可能性があります（その際、覚書の締結にあたり ABSC がサポートすることになっています）。
- ・ABSC が提供するデータ送受信システムの詳細は、運用開始後にご連絡します。

(2) スキームに係る検証事項の記録について

実証調査参加図書館は、記録様式（資料 2-3）に随時記入し、月 1 回、(株) リベルタス・コンサルティングにメールで送付してください。その際、その時点の電子データ提供依頼フォーマット（資料 2-2）も合わせて添付してください。

具体的には前月末日までの記録を 5 日までに提出してください。（例：7 月 1 日～7 月 31 日までの記録を 8 月 5 日までに提出。）

期限までに御連絡いただけない場合は、確認のため、事務局より連絡をいたします。

--- (送信メールテンプレート) ---

To: kyousei2025@libertas.co.jp

件名: 【●月分】 ○○図書館

本文: 図書館名、担当部署、担当者氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を明記。

※署名等に上記情報が含まれる場合は、特段本文を作成する必要はありません。

添付ファイル名: 【●月分】 記録様式 (○○図書館)

【●月分】 電子データ提供依頼フォーマット (○○図書館)

なお、12月分の記録様式の提出については、以下のとおりといたします。

12月16日(火) ABSC への電子データ提供依頼の最終日

12月22日(月) 16日依頼分についての ABSC からの5営業日以内の回答日

12月26日(金) 12月分の記録様式の提出締切り

※12月22日までの回答を記録し提出

特定書籍等の製作に係る書籍の電子データ提供に関する実証調査 電子データ提供依頼フォーム

圖書館名：

[illegible]

特定書籍等の製作に係る書籍の電子データ提供に関する実証調査記録様式

圖書館名

(5-2)~(14)⇒グレーアウトされたセルは入力不要です。

(2)～(4)⇒電子データ提供依頼を行ったものに関しては、提供依頼フォーマットへの記入内容と一致させてください

(15) 製作完了日には、以下のいずれかを入力してください。

① 資料の受け入れ事務が完了した日
② (ブライベート製作の場合) 図書館で製作を完了した日

～(13)⇒提供依頼フォー
から転記してください

[illegible]

